

※この法令は廃止されています。

令和二年政令第十一号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第八項、第七條第一項及び第六十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

（新型コロナウイルス感染症の指定）

第一条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条及び第三条（同条の表を除く。）において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六條第八項の指定感染症として定める。

（法第七条の政令で定める期間）

第二条 法第七条第一項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

2 法第七条第二項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、前項に規定する期間が経過した日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

（法等の準用）

第三条 新型コロナウイルス感染症については、法第八条（第二項を除く。）、第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十五条（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六条から第二十五条まで、第二十六条の三から第三十七条まで、第三十八条第三項から第六項まで及び第九項、第三十九条第一項、第四十条から第四十四条まで、第四十四条の二（第三項を除く。）、第四十四条の三、第四十四条の五、第五十七条（第五号及び第六号を除く。）、第五十八条（第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九条、第六十一条第二項及び第三項、第六十三条から第六十四条まで、第六十五条、第六十五条の三並びに第六十六条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第八条第一項	法第十二条第二項	法第十五条第三項	法第十五条第五項	法第十五条第六項	法第十五条第九項	法第十六条第一項	法第十六条の三第一項及び第二項	法第十七条第一項	法第十八条第一項	法第十八条第二項	法第十八条第四項	法第十八条第五項	法第十九条第一項
一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるもの	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者	新型コロナウイルス感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者	新型コロナウイルス感染症、二類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症	患者及び無症状病原体保有者	患者若しくは無症状病原体保有者	患者又は無症状病原体保有者	一類感染症
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者	新型コロナウイルス感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	患者	患者	患者	新型コロナウイルス感染症
次に掲げる者	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者	新型コロナウイルス感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	患者	患者	患者	新型コロナウイルス感染症
次に掲げる者	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者	新型コロナウイルス感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	患者	患者	患者	新型コロナウイルス感染症

第一号に掲げる者については直ちに

第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの

同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、直ちに

同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に

法第十二条第六項

法第十五条第一項

法第十五条第三項

法第十五条第五項

法第十五条第六項

法第十五条第九項

法第十六条第一項

法第十六条の三第一項及び第二項

法第十七条第一項

法第十八条第一項

法第十八条第二項

法第十八条第四項

法第十八条第五項

法第十九条第一項

患者に

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

患者

法第十九条第一項 ただし書	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に	者及びこれら以外の者であつて当該感染症のまん延を防止するため必要な事項として厚生労働省令で定める事項を守ること同意しないものに限る。第二十四条第五項、第二十七条、第三十三条、第三十五条第一項及び第六十三条第一項を除き、以下同じ。）に
法第十九条第三項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十條第一項	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	新型コロナウイルス感染症
法第二十條第二項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十一條	移送しなければならない	移送することができる
法第二十二條第一項、第二項及び第四項	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	新型コロナウイルス感染症
法第二十四條第三項第一号	第二十条第一項（第二十六条において準用する場合を第二十条第一項含む。）	第二十条第一項
法第二十六條の三第一項及び第二項並びに第二十六條の四第一項及び第二項	第二十条第四項（第二十六条において準用する場合を同条第四項含む。） 延長並びに第三十七條の二第一項の規定による申請に延長に基づく費用の負担	延長
法第二十七條	第一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十八條	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十九條	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十條	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十一條第一項	一類感染症、二類感染症又は三類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十二條及び第三十三條	一類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十五條第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症の患者が	新型コロナウイルス感染症の患者が
法第三十五條第四項	準用する。この場合において、第一項中「一、三類感染症、四類感染症若しくは」とあるのは、「若しくは」と読み替えるものとする。	準用する。
法第三十七條第一項	若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十六條	又は第二十条
法第三十八條第三項	患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。）	患者
法第三十八條第四項	新感染症の患者及び新感染症の所見がある者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十八條第五項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十八條第六項	一類感染症、二類感染症及び新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十八條第九項	第七項	第六項
法第三十九條第一項	又は第三十七條の二第一項の規定により患者（新感染症の所見がある者を除く。）	患者
法第四十條第一項	第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項の規定による	同項の規定による
法第四十一條第一項	医療又は第三十七條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療	第三十七條第一項
法第四十二條第一項	若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第四十六條の規定により感染症指定医療機関	又は第二十条の規定により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所に入院した患者



令第九条第一号	一類感染症	当該一類感染症	告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）の建物
令第二十七条第一項	並びに	当該新型コロナウイルス感染症	
第九号まで及び第十四号	及び	新型コロナウイルス感染症	
		第九号まで	

## (事務の区分)

**第四条** 前条において準用する法第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十五条（第二項、第五項及び第六項を除き、第三項については第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六条の三（第二項、第四項及び第十一項を除く。）、第十七条、第十八条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第三項及び第五項、第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第四項、第二十六条の三（第二項及び第四項を除く。）、第二十六条の四（第二項及び第四項を除く。）、第三十二条、第三十三条、第三十八条第五項及び第九項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）、第四十四条の三第一項及び第二項並びに第四十四条の五の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

## 附則 抄

## (施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行する。

## (この政令の失効)

2 この政令は、第二条第二項に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時まで第三条において準用する法第五十七条（第五号及び第六号を除く。）、若しくは第五十八条（第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、の規定により支弁する費用、第三条において準用する法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第三条において準用する法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

## 附則（令和二年一月三十一日政令第二二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

## 附則（令和二年二月十三日政令第三〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

## 附則（令和二年三月二十六日政令第六〇号）抄

## (施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

## 附則（令和二年一月十四日政令第三一〇号）

## (施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

## (経過措置)

2 この政令の施行の日前に行われた措置に係る新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条（第十号及び第十二号に係る部分に限る。）、の規定により支弁する費用及び同令第三条において準用する同法第六十一条第二項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

3 この政令による改正前の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（以下「旧令」という。）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する

法律第十九条又は第二十条の規定による入院に係る同法第七十三条第二項及び第三項の規定の適用については、旧令の規定は、なおその効力を有する。  
附則（令和三年一月七日政令第四号）  
この政令は、公布の日から施行する。